

「令和8年度京都市立九条中学校水泳授業委託」プロポーザルに係る質問に対する回答

番号	質問	回答
1	募集要項7(2)評価基準における指導体制「指導の質の向上」について、「人材育成以外の指導技術の向上に関する取組はあるか」の観点にかかる主語をお聞かせください。	主語は、応募いただく事業者様です。事業者としての取組を、評価基準として設定しています。
2	募集要項7(2)運営体制「水泳授業提案・指導スケジュール」について、プレゼンテーションの段階では、水泳指導のスケジュールを作成するにあたり、弊社で実施可能なスケジュールを作成し、4月1日以降に中学校と協議していくことでよろしいでしょうか。教育委員会から九条中学校に時間割を確認していただき、開示してもらうことが可能でしょうか。	スケジュールについて、前半部分をご認識のとおりですが、後半部分については、審査結果通知以降、学校と調整可能な日程があれば4月1日以前に協議を開始することも可能です。ただし、その場合であっても、本事業実施にあたっては、議会による予算承認が前提となることをご了承ください。また、令和7年度的时间割は以下のとおりです。なお、次年度変更の可能性があることや、日によっては時間が変更となる場合もあります。 <令和7年度参考> 1限 8:40 ~ 9:30 2限 9:40 ~ 10:30 3限 10:40 ~ 11:30 4限 11:40 ~ 12:30 昼食等 12:30 ~ 5限 13:10 ~ 14:00 6限 14:10 ~ 15:00 終学活 15:05 ~ 15:15 清掃 15:15 ~ 15:30
3	学校水泳授業を実施するにあたり、学校と同じ環境で授業を実施するものと理解して間違いありませんか。具体的には、スマートスイミングの使用(動面撮影システムの使用)、スライダー遊具の利用はできないと認識しています。	仕様書等に基づき、学校水泳授業として実施いただく必要があるため、「スライダー遊具」のように遊戯的要素が強い施設等の使用は適さないと考えます。一方、スマートスイミング等による動画を活用した学習については、生徒の学びに寄与する可能性もありますので、具体的にどういった用具・施設等が使用可能かについては、学校とご相談ください。